

施策目標個票

(国土交通省26-⑩)

施策目標	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等の社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ①目標超過達成 (判断根拠) 全ての実績が目標を達成している。業績指標140等においては、基準適正化等の取組により目標を上回る達成がなされていることから、①目標超過達成と判断。
	施策の分析	インセンティブ措置や基準適正化等の取組により、社会資本整備・管理の効率化に資する情報化施工の普及、適切な用地取得等が推進されていると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	今後とも、社会資本整備・管理等の効果的な推進を着実に進めるため、建設生産システムの省力化・効率化・高度化や、事業認定処分の適正な実施、企画立案等の質の向上等を図る施策の一層の推進を図る。

業績指標	139 情報通信技術 (ICT) を利用した建設施工技術 (情報化施工) を導入した直轄工事件数	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		26年度
		313件	313件	649件	701件	1,099件	集計中 (H26年11月末現在892件)	A	900件
	年度ごとの目標値	-							
業績指標	140 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合 (用地あい路率)	初期値	実績値					評価	目標値
		18~22年度の平均	18~22年度の平均	19~23年度の平均	20~24年度の平均	21~25年度の平均	22~26年度の平均		24~28年度の平均
		3.06%	3.06%	2.89%	2.69%	2.59%	集計中	A	2.75%
年度ごとの目標値	-								
関連指標	関15 事業認定処分の適正な実施 (訴訟等により取り消された件数)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件		0件
	年度ごとの目標値	0件							
関連指標	関16 国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度
		92.6%	97.0%	97.2%	97.4%	97.8%	97.4%		90.0%以上
年度ごとの目標値	90%以上								

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	1,269	1,299	1,366	1,379	
		補正予算 (b)	200	330	389	-	
		前年度繰越等 (c)	0	200	330	-	
		合計 (a+b+c)	1,469	1,828	2,085	1,379	
	執行額 (百万円)	1,204	1,423				
	翌年度繰越額 (百万円)	200	330				
不用額 (百万円)	65	75					

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会 (平成27年6月23日)
-----------------	-------------------------

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	技術調査課 (課長 五道 仁実)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	------	--------	------------------	----------	---------

業績指標 139

情報通信技術（ICT）を利用した建設施工技術（情報化施工）を導入した直轄工事件数

評価

A	目標値：900件（平成26年度） 実績値：1,099件（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：313件（平成22年度）
---	---

（指標の定義）
 情報通信技術（ICT）を利用した出来高管理、品質管理等に関する技術（以下、「ICT建設技術」という）を利用した直轄工事の件数。なお、ICT建設技術の対象は以下の通り。
 マシンガイダンス技術、マシンコントロール技術、TS出来高管理技術、TS・GNSS締固め技術。

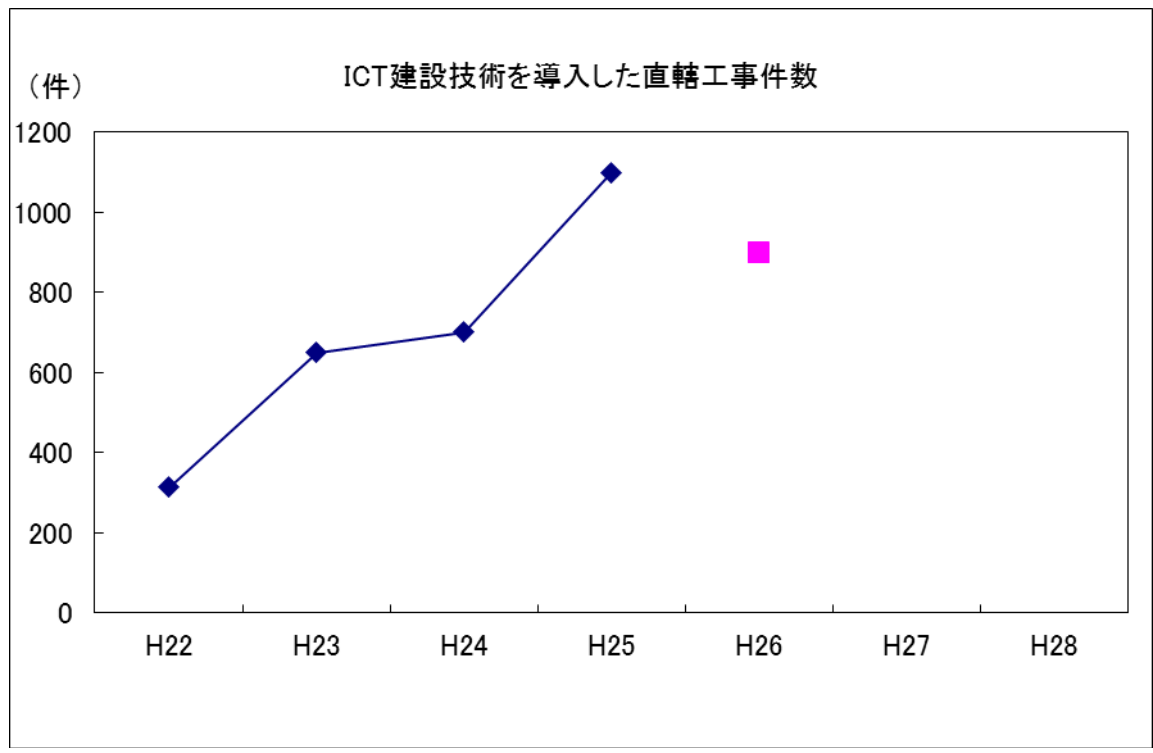
（目標設定の考え方・根拠）
 建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、平成26年度までにICT建設技術を少なくとも10,000m³以上の土工を含む大規模な工事と5,000m²以上の路盤工を含む大規模な工事においては、普及させることを目指して、平成23年度契約工事件数から900件を設定した。

（外部要因）
 直轄工事の発注件数

（他の関係主体）
 なし

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
313件	649件	701件	1,099件	集計中 (11月末現在 892件)



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

情報化施工の活用による建設生産システムの高度化検討（平成26年度 予算額 10,015千円）
情報化施工推進戦略に基づく情報化施工技術の活用数・普及率の調査・整理・分析、情報化施工に係る動向調査及び資料整理、情報化施工の一層の普及及び効果向上のための検討等を実施

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度時点で1099件であり、目標値設定年度の平成26年度の件数は現在集計中であるが、平成26年11月末時点で892件に達し、年度末までに900件を超える見込みであるため順調であると判断される。

（事務事業等の実施状況）

普及状況や技術動向に応じ、引き続き導入効果を調査・整理・分析を行い、公共工事全体へ普及させるための検討を実施する。それを踏まえ情報化施工推進会議による定期的なフォローアップを実施する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

直轄工事での使用原則化や総合評価落札方式における加点措置等のインセンティブ措置により順調に推移しH25年度で既に業績指標も達成し、H26年度においても達成見込みであることから、Aと評価した。今後も活用工事件数の拡大を目指すため直轄工事での原則使用化や総合評価落札方式における加点措置等のインセンティブ措置などの取組を引き続き実施していく。また、平成25年度の実績値において目標を達成したことからH26年度11月末現在の実績を踏まえ平成31年度に1500件に目標値を更新した上で業績指標を設定する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長 山内 正彦）

業績指標 140

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）

評価	
A	目標値：2.75%（平成24～28年度の平均） 実績値：2.59%（平成21～25年度の平均） 集計中（平成22～26年度の平均） 初期値：3.06%（平成18～22年度の平均）

（指標の定義）

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」^(注)となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合（%）『用地あい路率＝用地あい路件数／当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数』。

（注）用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

（目標設定の考え方・根拠）

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値（平成24～28年度の5カ年の用地あい路率の平均）は、実現可能性のある数値として現況（平成18～22年度までの過去5カ年の平均）から1割改善させることとして目標を設定。また、長期的にもできる限り改善していくことを目指す。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

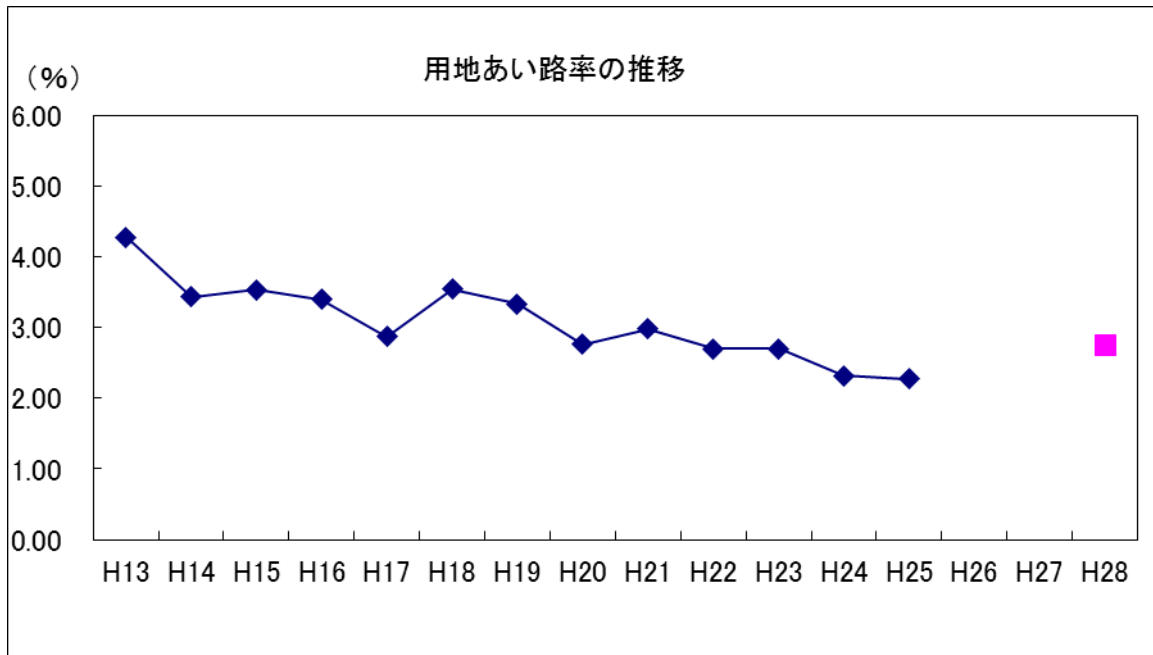
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H21	H22	H23	H24	H25	H26
2.98%	2.70%	2.70%	2.32%	2.27%	集計中
H17～H21の平均	H18～H22の平均	H19～H23の平均	H20～H24の平均	H21～H25の平均	H22～H26の平均
3.10%	3.06%	2.89%	2.69%	2.59%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、以下のような見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について検討を行う。

- ・建物移転補償の見直し（平成25年度予算額：11,955千円）
- ・土地価格比準表（土地価格決定の際の指標となる概ね標準的と認められる土地（標準地）や近傍の取引事例地と公共用地の取得の対象となる土地を比較する際に使用するもの）の見直し（平成26年度予算額：10,169千円）

○収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）

収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。

○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）

土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。

○収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）

収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。

○交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）

収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。

○相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）

相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2（平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に収用交換等により譲渡した場合については全部）を免除する。

○相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）

公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績値は27年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年(21～25年度)の平均割合をみると2.59%と目標値を下回り順調である。

用地あい路率は、過去の実績値をみると数値のばらつきがあり(過去5年度:2.27%～2.98%)、年度により数値が上下しうるものであるが、全体的な傾向は下落の方向にあることから、この傾向が続けば、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

適正な補償を確保するため補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を引き続き進めていく。また、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」(平成22年度で予算措置終了)については、22年度より本格的な運用を開始している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年度～平成25年度の平均割合が2.59%となっており、目標に対して順調に推移しているためAと評価した。

また、あい路の大きな要因の一つである補償額の不満については引き続き課題となっており、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスが機能強化されることにより補償額不満の解消に役立つものと考えられる。

引き続き、用地取得マネジメントの推進を図るとともに、補償基準等の見直し等により、年度ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるよう努めたい。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

○用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について引き続き検討を行う。

・土地価格比準表(土地価格決定の際の指標となる概ね標準的と認められる土地(標準地)や近傍の取引事例地と公共用地の取得の対象となる土地を比較する際に使用するもの)について、前年度に引き続き見直しに向けた検討を行い、年度内に新たな「土地価格比準表」を作成する。(平成27年度予算額:10,131千円)

○区分所有権等の設定対価に対する課税の見直しによる公共用地取得の円滑化(所得税、法人税)

大深度地下法第16条に基づく地下使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価について、譲渡所得として扱われる5,000万円特別控除が適用される範囲が拡大される。(平成27年度減収見込額:917百万円)

(平成28年度以降)

○用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行う予定。

担当課等(担当課長名等)

担当課:土地・建設産業局総務課公共用地室(室長 遠山 英子)

関連指標 15

事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）

実績値等

目標値：0件	(毎年度)
実績値：0件	(平成25年度)
0件	(平成26年度)
初期値：0件	(平成23年度)

(指標の定義)

土地収用法の事業認定にあたっては、請求があった場合には公聴会を開催しなければならないとともに、事業反対等の意見書があった場合には社会資本整備審議会の意見を聴取しなければならないこととされているなど、土地収用法上、適正かつ公正な判断を行うために必要な手続を取ることとされており、これらの手続を適正かつ確実に行うとともに、こうした手続を踏まえて事業認定庁として適正な判断を行って訴訟等になった場合でも処分が取り消されることのないようにする。

(目標設定の考え方・根拠)

土地収用法の事業認定については、それが公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としたものであり、また、仮に取消訴訟等により処分が取り消された場合には公共事業が途中でストップしてしまうおそれがあることから、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要である。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

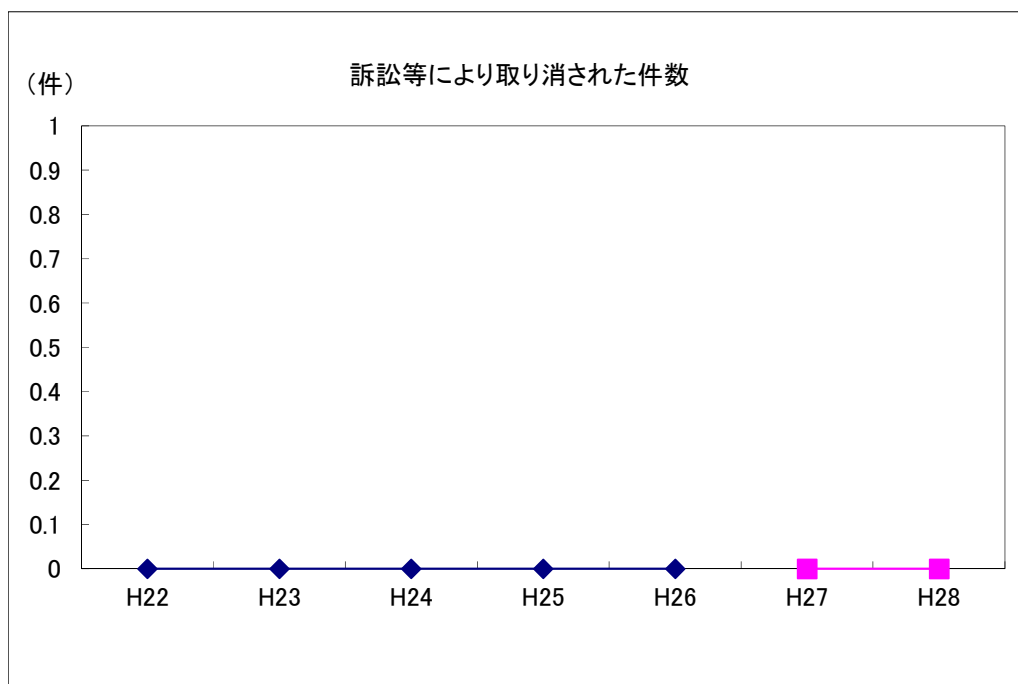
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
0件	0件	0件	0件	0件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

事業認定の法的効果の早期発現に向けた取組みを行うとともに、公聴会の開催、社会資本整備審議会からの意見聴取等により、土地収用法に基づく事業認定について、適正かつ公正な判断を行う。

予算額 15,142千円（平成25年度）

17,764千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

目標値は平成24年度以降毎年度において0件としているところ、平成26年度において、事業認定取消件数は0件である。

（事務事業等の実施状況）

平成26年度実績

- ・事業認定取消件数0件（係属中の事業認定取消訴訟3件）
- ・公聴会開催件数2件
 - 本省主催：八戸・久慈自動車道改築工事
 - 一般公述人 0組
 - 首都圏中央連絡自動車道（高速横浜環状南線）新設工事
 - 一般公述人 19組
- ・社会資本整備審議会開催回数2回
 - 本省認定事業：八戸・久慈自動車道改築工事
 - 地整認定事業：県道松山伊予線改築工事

事業認定取消訴訟については、名古屋高裁、東京高裁及び福岡地裁でそれぞれ1事業、計3事業について訴訟が係属中である（平成26年度末時点）。

公聴会については、開催請求に基づき上記のとおり開催し、事業の公益性の判断に必要な情報の収集を行っている。

社会資本整備審議会（公共用地分科会に審議を付託）については平成26年度に2回開催されており、2件の事業を付議しているが、いずれの事業も認定庁の見解どおり「事業認定すべき」との意見をいただいている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局総務課土地収用管理室（室長 伊藤 夏生）

関連指標 16

国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度

実績値等

目標値：90.0%以上（毎年度）
 実績値：97.8%（平成25年度）
 97.4%（平成26年度）
 初期値：92.6%（平成20年度）

（指標の定義）

国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等の調査検討結果等に関する研修における受講者の満足度

（目標設定の考え方・根拠）

実際に行った研修の満足度について、目標値と比較し検討する。

（外部要因）

社会経済環境において生起する諸課題等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

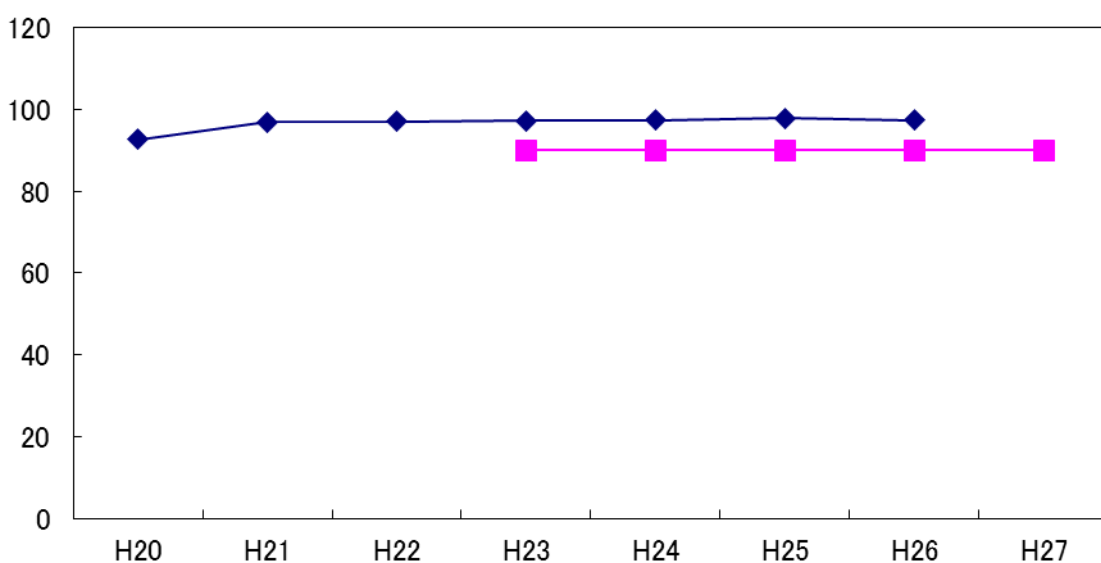
過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
97.0%	97.2%	97.4%	97.8%	97.4%

(%)

国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等に関する調査検討結果等に関する研修等の実施
・国土交通政策の企画立案等に必要な各種調査検討業務や国土交通政策の企画立案等に携わる職員等に対し、必要な知識の習得等を目的として各種研修を実施している。
予算額155,301千円(平成26年度) 予算額162,642千円(平成25年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

目標値は平成23年度に90.0%のところ、最新の実績値(平成26年度)は97.4%である。

(事務事業等の実施状況)

国土交通大学校において、国土交通行政に携わる職員に対し、新しい行政ニーズを的確に把握し、効率的に職務を行うために必要な知識・考え方を習得し、行政能力を向上させることを目的として、総合課程、専門課程、特別課程の3つの課程で合計190コース(平成26年度)の研修を実施し、それぞれの研修終了時に研修員に対し、アンケート調査等を実施している。

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土交通大学校 総務部 総務課(課長 大場 芳成)